

報告第 23 号

小城市立芦刈幼稚園の民間移管による就園補助金交付要綱
について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 28 年 10 月 27 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

小城市立芦刈幼稚園が平成 29 年度から民間の認定こども園へ移管されることによる保育料の増額に伴う公立幼稚園と私立幼稚園の差額について、平成 28 年度末に芦刈幼稚園に就園していた幼児（以下「園児」という。）のうち移管先認定こども園の 1 号認定部分へ移行する園児分の差額金額を交付するための実施要綱である。

小城市立芦刈幼稚園の民間移管による就園補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小城市立芦刈幼稚園(以下「芦刈幼稚園」という。)を平成29年度から民間の認定こども園(以下「移管先認定こども園」という。)に移管することにより、芦刈幼稚園に平成28年度末に在園する園児(以下「園児」という。)の保護者が負担する保育料が増額となるため、その保育料の一部を予算の範囲内において補助することにより、園児の保護者の経済的負担の軽減を図るものとする。

補助金の交付に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、園児のうち、平成29年度及び平成30年度に移管先認定こども園に引き続き1号認定(満3歳以上の、教育のみを受ける子ども)として就園した園児の保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、園児が移管先認定こども園の1号認定として在籍した期間にかかる、小城市公立幼稚園と私立幼稚園の保育料差額とし、当該年度の小城市保育料基準表【教育認定(1号認定)】(幼稚園、認定こども園)により算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、交付申請書(様式第1号)に移管先認定こども園から在園の証明を受け、前期(4月分から8月分)にかかる申請を4月に、後期(9月分から3月分)にかかる申請を9月に、市長に提出しなければならない。

2 4月申請時には、下記の書類を添付しなければならない。

- (1) 就園補助金確認調書兼市民税課税状況閲覧同意書(様式第2号)
- (2) 前年度の1月1日現在、園児及び保護者その他扶養義務者が他市町村に居住していた場合は、前住地の市町村から交付された、特別控

除前の金額が記載された市民税の課税証明書又は市民税の納税通知書の写し。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明書等によってこれに代えることができるものとする。

（3）代理受領にかかる委任状（様式第3号）

3 当該年度の途中に、保育料の改定等があつたときは、保護者は速やかに変更に係る交付申請書を提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 補助金の交付申請があつたときは、当該申請にかかる書類等の内容を審査し、交付すべきと認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により、移管先認定こども園を経由して速やかに保護者に通知する。

（補助金の代理受領）

第6条 この補助金を確実に園児の保護者が負担すべき保育料の一部に充てるため、補助金の受領については、保護者からの委任により移管先認定こども園の設置者が当該補助金を請求し代理受領する仕組みとする。

2 交付の決定通知を確認した移管先認定こども園の設置者は、速やかに交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、第6条により補助金の請求があつた場合は、速やかに支払うものとする。

（実績報告）

第8条 移管先認定こども園の設置者は、事業を完了した日から15日以内に、実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。